

福島県介護サービス事業者業務管理体制確認検査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33、第115条の34の規定及び介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（令和6年4月4日付老発0404第3号厚生労働省老健局長通知）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して実施する介護サービス事業者業務管理体制確認検査（以下「検査」という。）について、基本的事項を定める。

(検査の対象)

第2条 検査の対象は、次に掲げる介護サービス事業者とする。

(1) 指定又は許可を受けている介護サービス事業所又は施設（以下「指定事業所等」という。）が福島県の区域のみに所在する事業者であって、次に掲げる事業者以外の介護サービス事業者

ア 全ての指定事業所等が一の中核市の区域に所在する介護サービス事業者

イ 指定地域密着型サービス事業又は指定地域密着型介護予防サービス事業のみを行う事業者であって、全ての指定事業所等が一の市町村内の区域に所在する介護サービス事業者

(2) 全ての指定事業所等が福島県を含む二以上の都道府県の区域に所在し、かつ、二以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者であって、事業者の主たる事務所の所在地が福島県に所在する介護サービス事業者

(検査の実施機関等)

第3条 検査は、保健福祉部長（以下「部長」という。）が行う。

(検査の実施手続き等)

第4条 検査の実施手続き等は、次に掲げるとおりとする。

1 一般検査

(1) 部長は、法第115条の32第2項の規定に基づく届出事項にかかる整備・運用状況を確認するため、介護サービス事業者の規模・法人種別等に応じた適切な業務管理体制が整備されているかについて、介護サービス事業者に対し報告を求める。

(2) 部長は、前号の報告の内容について改善を要する事項が認められた場合には、介護サービス事業者に対し改善報告書の提出を求める。

(3) 部長は、前号の改善報告書の内容について改善が見込まれないと判断した場合には、当該介護サービス事業者の本部等（以下「本部等」という。）に対し業務管理体制等を検証するための検査（以下「立入検査」という。）を実施する。

(4) 部長は、本部等への立入検査を実施した結果個別事案についての検証が必要と判断した場合には、指定事業所等への立入検査を実施する。

なお、部長は、指定事業所等への立入検査の結果指定等取消相当事案が発覚した場合には、関係市町村に対し立入検査の結果等を通知する。

(5) 部長は、第5号の立入検査の結果適正な業務管理体制の整備をしていないと認められた場合には、法第115条の34の規定により次に掲げる行政上の措置を行う。

ア 勧告

部長は、介護サービス事業者が厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認める場合又は本部等が法令等の違反に関与していると認める場合には、期限を定めて、是正を勧告することができる。

この場合において、当該介護サービス事業者が期限内に勧告に従わなかった場合には、その旨を公表することができる。

イ 命令

部長は、介護サービス事業者が正当な理由がなくその勧告に係る措置を講じなかった場合には、聴聞又は弁明の機会を設け、当該介護サービス事業者に対して、期限を定めて、その措置を講ずるよう命ずることができる。

なお、命令を行った場合はその旨を公示する。

(6) 部長は、介護サービス事業者が前号イの命令に違反した場合において、個別事案の検証が必要と判断したときには、指定事業所等への立入検査を行い、法令等遵守状況について検証するものとする。ただし、本部等への立入検査後、既に指定事業所等の立入検査を実施し、事実関係を検証している場合はこの限りでない。

(7) 部長は、前号の立入検査の結果、法第77条第1項各号、第92条第1項各号、第104条第1項各号、第114条の6第1項各号及び第115条の9第1項各号のいずれかに該当すると認める場合には、聴聞又は弁明の機会を設け、介護サービス事業者に係る指定・許可を取り消し又は期間を定めてその指定・許可の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定等取消」という。）ができる。

(10) 部長は、第8号の立入検査により確認した命令違反等及び第9号の指定取消の内容について、関係市町村に通知する。

2 特別検査

(1) 部長は、指定事業所等で指定等取消相当の事案が発覚した場合には、当該指定事業所等の本部等への立入検査を実施し、当該事案への組織的関与の有無を検証する。

(2) 部長は、本部等への立入検査を実施した結果、個別事案についての検証が必要と判断した場合には指定事業所等への立入検査を実施する。

(3) 第1号又は第2号の立入検査後の事務処理については、第1項第7号から同第10号までの規定を準用する。

(権限行使の求め)

第5条 法第115条の33第3項に規定する権限行使の求めについては、次のとおりとする。

(1) 部長は、第4条の検査に関して必要と認めるときは、令和3年2月22日付け老指発第0222第1号厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長通知に基づき、厚生労働大臣に対し権限を行うよう求める。

(2) 部長は、市町村長から、平成21年7月9日付け21生福第2487号福島県保健福祉部長通知に基づき権限行使の求めがあった場合には、第4条の規定により検査を行う。

なお、当該検査の結果については、当該市町村長に通知する。

(補則)

第6条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成21年12月18日から施行する。

附則

この要領は、平成27年5月18日から施行する。

附則

この要領は、平成30年6月6日から施行する。

附則

この要領は、令和4年7月14日から施行する。

附則

この要領は、令和6年5月29日から施行する。